

# 社会・文教・環境保全関係

## 20 少子化対策，男女共同参画社会形成，若年者雇用対策の推進

(内閣府，文部科学省，厚生労働省)

### 【提案の要旨】

- 1 男女共同参画社会の形成に向けて，国民各層のコンセンサスづくりや普及啓発の一層の促進を図ること。
- 2 次世代育成支援のための国民運動を推進すること。
- 3 仕事と育児を両立することができるよう，地域における子育て支援のための施策及び企業の取組促進に向けた施策の一層の充実を図ること。
- 4 出産・育児のための負担軽減の措置を講じること。
- 5 児童虐待防止対策の充実を図ること。
- 6 教育費の負担軽減のため，奨学金制度の一層の充実を図ること。
- 7 都道府県が実施するジョブカフェ事業を継続実施するにあたり，若年者地域連携事業の拡充強化を図ること。

### 【提案の理由】

少子・高齢化，国際化，高度情報化の急速な進展，国内経済活動の成熟化，価値観の多様化，ライフスタイルの変化など，社会経済情勢が大きく変化する中，将来にわたって豊かで安心できる社会を築いていくためには，男女が対等なパートナーとして社会に貢献し，責任を分かち合う男女共同参画社会を形成していくことが重要な課題となっている。

とりわけ，最近の出生率の低下は，人口の高齢化に一層の拍車をかけ，長期的には社会経済全般への影響が懸念されるところである。

少子化対策は，法制度や行財政制度など，地方自治体のみでは対処できない課題を有しており，国を挙げて取り組むべき問題である。

こうした中，「少子化社会対策基本法」及び「次世代育成支援対策推進法」を踏まえ，国・地方公共団体・事業者が一体となった取組を図るための総合的，計画的な対策を一層推進していく必要がある。

また，児童虐待の防止等に関する法律の施行に伴い児童養護施設，児童相談所等での取扱件数が増加しており，体制の強化等を図る必要がある。

景気回復とともに雇用情勢は全体として改善傾向にあるが，依然として多数存在するフリーターの増加等の問題の解決を図っていくためには，フリーターの常用雇用化に向けた取組を引き続き継続していく必要がある。

## 【提案の具体的内容】

### 1 次世代育成支援のための国民運動の推進

社会全体で子どもを生み育てることの意義・素晴らしさを共有し、あらゆる主体の参加と連携により子育てを応援するための機運の醸成が図られるよう、国を挙げて意識啓発を推進すること。

### 2 地域の子育て支援のための施策の充実

(1) 低年齢児保育の拡大や延長保育、一時保育等保育施策の一層の充実を図るとともに、幼稚園と保育所の連携に向けた取組を促進すること。

(2) 保育所等の子育て支援拠点施設としての機能の充実、保育所の職員配置基準の改善等、制度の拡充を図るとともに、放課後児童健全育成施策の一層の充実を図ること。

(3) 中山間地域や離島地域などのへき地において幼児や児童生徒の実情に応じた多機能な子育て支援を促進するため、十分な財源確保を図るとともに、小規模なへき地保育所に対する採択基準を緩和すること。

### 3 両立支援に係る企業の取組促進に向けた施策の充実

(1) 一般事業主行動計画の策定を義務付ける企業の範囲を拡大するとともに、子育てしやすい職場環境づくりのための誘導策の充実を図ること。

(2) 子育て支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置などの支援策の充実を図ること。

### 4 出産・育児のための負担軽減の措置

(1) 支給対象年齢及び支給額の拡充、国と地方の負担区分の見直しなど児童手当制度全体の見直しを図るとともに、保育料の負担軽減、不妊に対する支援、税制上の優遇措置など、出産・育児支援のための新たな措置を講じること。

(2) 医療保険制度における乳幼児に対する自己負担の軽減及び対象年齢を拡大し、保護者の経済的負担を軽減すること。

### 5 児童虐待防止対策の充実

(1) 児童虐待防止法の施行による児童養護施設への入所児童の増加に伴いきめ細やかなケアが必要になっており、現行の施設職員の配置では対応できないため、配置基準等を見直しを行うこと。

(2) 児童虐待の発生予防、事後のケア、再発防止等の対策を充実強化するとともに児童相談所及び市町村の体制強化を図ること。対策強化に当たっては、地方公共団体や児童養護施設からの意見を十分反映させること。

### 6 教育費の負担軽減

教育費について保護者の経済的負担の軽減を図るため、奨学金制度の一層の充実を図ること。

7 国が策定した「若者・自立挑戦プラン」に位置づけられている若年者のためのワンストップセンター（ジョブカフェ）については、若年者の就業支援に効果があることから、引き続き、若年者地域連携事業の拡充強化を図ること。

## 21 青少年を取り巻く環境浄化対策の推進

(内閣府，総務省，文部科学省)

### 【提案の要旨】

- 1 青少年の健全育成を図るため、「青少年を取り巻く環境の整備に関する指針」に基づき，関係機関・団体や国民を巻き込んだ運動を展開すること。
- 2 テレビやインターネットなどの情報メディアに含まれる有害情報から青少年を守るため，業界団体に対し自主的な取組を一層強く要請するとともに，実効性のある自主規制を促す取組を推進すること。
- 3 メディア情報が青少年の感情や行動に与える影響に鑑み，各種メディアを活用する際のモラルやマナーの重要性に対する認識を深め，青少年のメディア・リテラシーの向上を図るため，学校教育のみならず家庭教育での早急な取組を図ること。

### 【提案の理由】

青少年が日常生活において接するテレビなどの各種メディア情報は，青少年の知識や理解力を高め，情操を育むなど有用なものが多い反面，性的な描写や暴力・残虐表現などの映像が，発達途上にある青少年の人格形成に悪影響を及ぼしたり，性的な逸脱行動や残虐な行為を容認する風潮を助長したりするおそれがある。

また，インターネットの急速な普及などに伴い，このような有害情報等に触れる機会が増大することにより，青少年による事件が多発するとともに，利用者同士によるトラブルが増加するなど，早急な対応が求められている。

### 【提案の具体的内容】

- 1 青少年を取り巻く環境浄化の推進については、「青少年を取り巻く環境の整備に関する指針」に基づく国，地方公共団体，関係機関・団体の取組にとどまるのではなく，有害情報に関する苦情や意見，相談の取扱システムを早急に整備し，広く国民の関心を高めるなど，多くの国民が参加する運動となるよう，積極的に取り組むこと。
- 2 青少年を取り巻く環境の一層の整備を図るため，各種メディア業界団体に対し，青少年に配慮したメディア放送等の自主的な取組を一層強く要請するとともに，有害情報に対するラベリングやフィルタリングの状況，年齢確認の実施状況及び苦情処理の状況について報告を求め，広く国民に周知を図ること。

その上で，その実効性を検証し，取組に消極的な団体や効果の上がらない団体等に対し，自主的に改善措置を図られるよう，働きかけること。

併せて，メディアに含まれる有害情報について，法規制の導入を検討すること。

- 3 各種メディアを活用する際のモラルやマナーの重要性に対する認識を高め，青少年のメディア・リテラシーの向上を図るため，青少年を取り巻く環境の整備に関する調

査研究等の結果の活用などにより，その方策を国において早急に示すこと。

特に，学校，家庭，地域の連携・協働による情報モラル教育の一層の充実を図るため，青少年の発達段階に応じた体系的なマニュアルの整備や児童生徒・教員・保護者向けの学習システムの開発などを行うこと。

## 22 ドメスティックバイオレンス（DV）対策の充実

（内閣府，厚生労働省）

### 【提案の要旨】

- 1 DV被害者の自立支援策が，自治体によって大きな差異が生じないように，一定の施策水準の確保を行うこと。
- 2 DV被害者の広域対応に係る財源も含めた対応策の再検討を行うこと。

### 【提案の理由】

近年，DV被害者相談が急速に増加してきており，迅速かつ広域的に対応できる体制を推進していくことは極めて重要な課題となっている。DV対応は，広域的な対応が必要であるとともに，基本的人権を確保する上で生活保護制度と同様に国レベルでの統一した基準を設け，ナショナルミニマムを確保する必要がある。

### 【提案の具体的内容】

- 1 DV被害者の自立支援策が，自治体によって大きな差異が生じないように，一定の施策水準の確保を行うこと。
- 2 DV被害者の広域対応に係る財源も含めた対応策の再検討を行うこと。
- 3 「配偶者暴力相談支援センター」としての機能を有する婦人相談所等における職員の配置基準の見直しなど，十分な相談・保護・自立支援体制を図ることができるよう一層の支援強化を行うこと。
- 4 加害者更生に向けたプログラムの作成を早急に行い，再発防止及び未然防止に努めること。
- 5 暴力を容認しない社会意識の形成推進を図ること。

## 23 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化

(財務省，厚生労働省)

### 【提案の要旨】

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき国の責任において被爆者及び遺家族の実態に即した援護対策を一層充実すること。

### 【提案の理由】

原子爆弾被爆者は、被爆後62年を経過した今日においても、社会的・医学的・精神的後遺症に苦しみ続けなければならない実情にある。

高齢化が一段と進む中でひとり暮らしや寝たきりなど介護を要する原子爆弾被爆者が年々増加しており、被爆者対策には解決すべき多くの問題が残されている。

### 【提案の具体的内容】

原子爆弾被爆者に対する次の保健医療福祉事業の充実を図ること。在外被爆者の援護を推進すること。

#### 1 被爆者に対する諸手当支給制度等の拡充強化

被爆者が原子爆弾の特異性により、社会的・医学的・精神的に特別な状態に置かれている実情にかんがみ原子爆弾小頭症患者の生活実態に即した支援について特段の配慮をするとともに、広島・長崎の各県市が独自に実施している各種援護事業についても必要な財源措置を講じること。

#### 2 在宅被爆者等援護対策の拡充強化

被爆者の高齢化に伴い、ひとり暮らしや寝たきりなど、日常生活に介護を要する被爆者が増加しており、在宅被爆者に対する援護の充実が求められているため、原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業及び訪問介護利用被爆者助成に係る所得制限を撤廃するとともに、介護保険利用助成に係る地方負担について改善すること。

#### 3 被爆者健康診断内容等の充実強化

被爆者は、被爆の影響により、がんなどの疾病の発生率が高く、また、高齢化が進んでいるため、健康診断の内容を更に充実するとともに、健康診断費の改善を図るとともに、診断内容について、老人保健法による基本健康調査と同様とするなど、他制度との整合性を図ること。

#### 4 被爆者関係施設の整備充実

被爆者の医療・養護等を進めていく上で重要な原爆病院、原爆養護ホーム等の被爆者関係施設は、その特殊性から人的・物的負担が多く、経営に困難を来しているため、運営費を充実するとともに、施設整備に必要な財源措置を講じること。

## 5 医療及び介護保険における地方負担の改善等

被爆者医療については、原爆被爆による健康上の障害の特異性と重大性にかんがみ、被爆者医療に係る地方公共団体の負担が解消されるよう、制度上、財政上、適切かつ十分な措置を将来にわたって講じること。

また、被爆者を多く抱える広島・長崎両県市に対しては、介護保険法による地方公共団体の負担が過度にならないよう財政措置を講じる等の配慮をすること。

さらに、法定受託事務である被爆者援護事務について必要な人件費を負担すること。

## 6 原爆症認定問題の早期解決

原爆症の認定については、各地で却下処分を取り消しを求める訴訟が提起され、現在も審理されているところではあるが、被爆者の高齢化が一層進み、健康障害に苦しむ被爆者が多いことから、被爆者援護法の趣旨を踏まえ、原爆症認定制度に係る問題の早期解決を図ること。

## 7 在外被爆者の援護の推進

在外被爆者が居住する国において、実情に即した援護が受けられるよう、渡日しなくても被爆者健康手帳の申請が行えるようにすることなど現地の実情に即した制度の見直しを行うこと。

また、在外被爆者への被爆者健康手帳の交付などは、都道府県・市の本来の業務の範囲を超えていることから、国の責任で、国が直接事業を実施する体制の整備を図ること。

当面、在外被爆者支援事業を都道府県・市への委託事業として実施する場合、必要な人件費を負担すること。

## 24 保健・医療・福祉の充実及び介護保険制度の円滑な運営

(総務省，財務省，厚生労働省)

### 【提案の要旨】

- 1 高齢化の急速な進展を踏まえ，認知症高齢者対策の拡充など保健・医療・福祉対策の一層の充実及び高齢者の社会参画の促進を図ること。
- 2 「健康日本21」の目標を達成するため，健康づくりを総合的に支援する措置を講じるとともに，生活習慣病予防対策を効果的に推進するため必要な環境整備を行うこと。
- 3 新たな介護保険制度の安定的な運営を図るため，必要な財源の確保等の措置を講ずること。

### 【提案の理由】

急速な少子・高齢化の進行，あるいは生活習慣病の増加等疾病構造の変化等を背景に，認知症や寝たきりなど要介護者の増加，社会保障負担の増大等が深刻な社会問題となっ  
てきている中で，すべての人が健康で安心して暮らせるいきいきとした健康・福祉社会  
を実現するためには，介護保険制度の円滑な運営，認知症高齢者対策の充実が必要であ  
る。

一方，団塊の世代の高齢化による高齢者の急激な増加を目前にして，中山間地域が大  
半を占める中国地方では，高齢者の8割強を占める健康な高齢者が地域社会を支える役  
割を積極的に担うシステムづくりの必要性が高い。

また，国においては，いわゆる一次予防の重点的な推進と生活の質の向上を目指した  
国民健康づくり運動（健康日本21）を，平成12年度から推進されているが，この運  
動の目標を達成するためには，国・地方を通じ，行政や民間等多様な実施主体の連携に  
よる健康づくりを総合的に支援する社会環境の整備を進めていくことが不可欠である。

国は，医療費適正化の推進について，生活習慣病予防対策を主要な課題として位置付  
けているが，地方公共団体や医療保険者等が効率的な健康増進，疾病予防対策を推進で  
きるよう地域・職域保健の連携の強化が必要である。

介護保険制度については，平成18年4月1日に制度改正が行われたが，国の財政措  
置及び介護サービス提供基盤の整備等の残された課題への対応が必要である。

### 【提案の具体的内容】

#### 1 生涯現役社会づくりの推進

「高齢者の世紀」といわれる21世紀にあっては，高齢者を豊かな能力と意欲を持つ  
者としてとらえ，生涯を通じ，地域社会の一員としての社会参画の推進を図る必要が  
ある。



こうした生涯現役社会の実現に向け、団塊の世代を含めた中高年からの健康づくりや社会参画のしくみづくりについての省庁横断的な具体的対策を掲げた、次期「高齢社会対策大綱」を策定すること。

## 2 認知症高齢者対策の確立

深刻化する認知症高齢者問題に対処するため、発生予防や治療に関する調査研究を積極的に推進すること。

## 3 保健・医療・福祉サービス提供体制の確保

(1) 壮年期からの健康づくりを着実に推進するため、市町村の健康増進事業のための適切な支援を行うとともに、十分な財源を確保すること。

(2) 保健医療技術者の安定的確保のため、保健師、助産師、看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士等の養成及び資質向上対策を充実し、その確保定着対策を推進すること。

(3) 社会福祉施設職員等社会福祉事業従事者の養成及び資質向上対策を充実し、その安定的確保及び定着を図ること。

(4) 急性期、回復期、維持期を通じて切れ目のないリハビリテーション提供体制を構築するため、リハビリテーションに係る診療報酬をはじめ、介護保険の通所リハビリテーションや障害者自立支援法の機能訓練を充実するための報酬等の見直しを行うとともに、地域リハビリテーションを積極的に推進するための適切な支援を図ること。

## 4 健康づくり対策の充実及び健康増進・疾病予防対策の推進

(1) 効果的な運動の推進を図るため、地域の健康づくり活動の核となる保健師、管理栄養士等の確保や民間ボランティア組織に対する支援の充実を図ること。

(2) 「健康日本21」に掲げる目標値等の達成を図るため、地方公共団体や医療保険者、健康づくり関係団体等が実施する普及啓発活動、健康教育、人材・グループ養成、技術・情報支援、その他施設整備も含めた環境整備等の健康づくり事業に対する技術的支援の充実と財源措置を図ること。

(3) 生涯を通じた健康指導等が行えるよう、高齢者の医療の確保に関する法律、健康増進法、労働安全衛生法などに基づく制度間の整合に配慮するとともに、効率的な健康増進・疾病予防対策が図れるよう地域・職域保健の連携の強化を推進すること。

## 5 ハンセン病問題対策の推進

(1) ハンセン病問題についての正しい理解の全国的な普及啓発活動や社会復帰の実現に全力で取り組むこと。

(2) ハンセン病患者・回復者の方々に対する偏見・差別の解消や社会復帰を希望されるの方々への支援に対し、ハンセン病療養所においても十分な支援・協力を行うこと。

(3) ハンセン病療養所が保有する史料の保全のための措置を講じること。

## 6 介護保険制度の円滑な運営のための支援等

(1) 介護を必要とする高齢者が適切なサービスを受けることができるよう、県及び市

町村等が介護保険事業（支援）計画に基づいて実施する施設整備や人材確保などの介護サービス基盤の整備を整備するために必要な財源の確保を図ること。

- (2) 保険給付に必要な一定の公費負担，財政安定化基金への出捐金など地方公共団体の財政負担に対する十分な財政措置を講じること。
- (3) 改正介護保険法の施行により，予防重視型システムへの転換が図られたところであるが，予防給付や地域支援事業が円滑に実施されるよう，実施状況を踏まえ，人材の育成・確保対策等について，十分な支援策を講じること。

## 25 医療制度改革への対応及び地域医療の確保等

(総務省，消防庁，財務省，文部科学省，厚生労働省)

### 【提案の要旨】

- 1 今度の「医療制度改革」の実施に当たっては地方公共団体の意見を十分に反映すること。
- 2 医師確保対策は，少子高齢化が急速に進行しつつある我が国において，国として取り組むべき重要課題であり，速やかに検討をすすめて，適切な対策を講じること。
- 3 独立行政法人化に伴い設立された国立病院機構の医療施設（旧国立病院・療養所）が，今後とも広域的・政策的な専門医療及び病診連携等の地域に根ざした医療を提供する役割を果たすために，医療機能の整備・充実及び老朽化，狭隘化施設の新築等を促進すること。
- 4 がん薬物療法やがん放射線療法を専門とする医師の養成，がん治療に係る新薬の速やかな開発，承認及び承認薬の保険適用を拡大するとともに，国立がんセンターと地域がん診療連携拠点病院等とを結ぶがん情報ネットワークの早期構築を図ること。
- 5 国内で発生した場合，その根絶は極めて困難とされているウエストナイル熱など，新興の動物由来感染症の発生が懸念されており，国民の不安を解消するため，防疫体制の強化及び予防・検査・治療方法を早急に確立するなどの対策を充実・強化を図ること。
- 6 救急救命士の処置範囲の拡大（気管挿管・薬剤投与など）に伴う再教育体制の整備を図ること。

### 【提案の理由】

- 1 今度の「医療制度改革」における良質な医療を提供する体制の確立や生活習慣病対策，医療費適正化の推進，後期高齢者医療制度の創設などは，県民生活や地方公共団体の行財政運営にも大きな影響を及ぼすものであり，実施に当たっては地方公共団体の意見を十分反映させ，21世紀の高齢社会に対応しうる制度の構築を図ることが必要である。
- 2 平成16年度からの初期臨床研修の義務化を契機に，医師の地域偏在及び診療科偏在により，離島や中山間地域及び産科，小児科などの特定診療科の医師不足が深刻化している。この医師不足によって，健康で安心な住民生活を支える医療サービスの安定的な提供がおびやかされている。  
各県レベルの対策には限界があり，国においては，平成18年度に新医師確保総合対策をまとめ取り組んでいるが，地域の実情を踏まえ着実に具体化するとともに，より抜本的な対策が急務となっている。
- 3 国立病院機構の医療施設は，広域を対象とした高度又は専門医療など，国の政策と

して担うべき医療（政策医療）を行いつつ、病診連携等の地域に根ざした医療を目指す方向で設立されたものであるが、独立行政法人化に伴い、今後、各施設にあっては、これまで以上に効率的・安定的な財務運営が求められており、今後の医療提供体制の整備・充実に支障をきたすことが懸念される。

- 4 中国地方におけるがんによる死亡率は第1位であり、およそ3～4人に1人ががんで亡くなる状況である。がん医療は、手術療法、薬物療法、放射線療法などさまざまな分野で研究が進められ、着実に成果を上げているものの、薬物療法や放射線療法を担う専門医の数は欧米に比べ圧倒的に少なく、これら専門医の養成は急務である。

また、世界的には標準薬として認知されている抗がん剤が、我が国では保険適用外となっているものもあり、効果的な抗がん剤治療を行う際の障害となっている。

さらに、国は平成17年8月に「がん対策推進アクションプラン2005」においてがん情報ネットワークの構築の推進をうたっており、今年度国立がんセンターに「がん対策情報センター（仮称）」が設置されることとなっていることから、国の情報センターと各都道府県の地域がん診療連携拠点病院等とのネットワークの早期構築を図ることが必要となっている。

- 5 近年、動物由来の新興感染症の発生が懸念されているが、特にウエストナイル熱などが国内で発生した場合、現時点では、その根絶は極めて困難であると推察されており、国は、国民の健康と安全を守る体制を早急に確立するなど、その対策の充実・強化の必要がある。

- 6 救命率向上を図るため、救急救命士が行う応急処置の知識、技能を医学的観点から維持、向上させるメディカルコントロール体制の整備推進は、救急救命士の業務拡大を図っていく上での前提であり、地域における救急救命士の教育・研修体制の整備を進めていく必要がある。

特に、救急救命士の処置範囲（気管挿管・薬剤投与等）の拡大に伴う病院実習体制の整備が急務となっており、国の受入体制整備の支援や患者及び病院実習受入医療機関の理解と協力体制を早急に図る必要がある。

## 【提案の具体的内容】

### 1 医療保険制度改革への対応

- (1) 医療保険制度改革については、国の責任において負担と給付の公平化、安定した保険運営を将来にわたって確保するため、全ての医療保険制度の全国レベルの一元化に向けた具体的道筋を提示すること。

また、今回の医療制度改革における後期高齢者医療制度においては、都道府県に新たな財政負担が強いられる結果となった。各医療制度の安定的な運営のため、地方の意見を十分に尊重し、国が応分の負担をするよう制度の見直しを行うこと。

- (2) 医療費適正化の推進にあたっては、医療費に多大な影響を与える診療報酬等に権限を有する国が主導的役割を果たすこと。また、平成20年度から保険者に義務付けられる特定健診・特定保健指導等が円滑かつ適正になされるよう国において適切

な対策及び確実な財政支援措置を講ずること。

増大し続ける医療費総額については、その要因や課題の分析を行い、医療費適正化の必要性とその具体的方策について、国民及び医療関係者の理解を得られるよう努めること。

- (3) 社会的入院の是正を図る療養病床の削減に当たっては、医療と介護のあるべき姿と、そこへの誘導プロセスを分かりやすく説明し、現に入院している患者やその家族等の不安を招かないよう、また、行き場（居場所）の無い患者が出ないように、受け皿となる体制の着実な整備に向けて、基準の緩和や必要な財政措置を含め実効性のある施策を実施すること。
- (4) 良質な医療を提供する体制の確立や生活習慣病対策の実効性を図るとともに、低所得者に配慮した措置を講ずること。

## 2 医師の確保対策の推進

### (1) へき地等勤務を促す対策の推進

へき地医療や周産期医療など、地域医療で特に必要性の高い分野における一定期間の診療経験を医療機関管理者となる要件として付加することなどについて検討すること。

### (2) 診療報酬の充実，医師の勤務条件の充実

産科，小児科などの特定診療科の医師やへき地医療，救急医療などを担う医師の確保ができるように，診療報酬を見直すこと。

### (3) 地域医療等に関する医学教育の取組

大学医学部におけるカリキュラムに地域医療等を必修化すること。

### (4) 入学定員枠の拡大

大学医学部の入学定員枠とともに，地域枠をさらに拡大すること。

### (5) 女性医師の就業体制の整備

増加傾向にある女性医師の幅広い就業体制を整備するとともに，離職者のために再就業の支援を図ること。

### (6) 初期臨床研修制度の見直し

離島・中山間地域の医療機関等での実習を充実化するなど，地域医療に携わる医師が確保できるように，初期臨床研修制度を見直すこと。

### (7) 医師の配属先調整に係る権限の法制化

都道府県に設置される地域医療対策協議会の機能として，医師の配属先病院の調整を行うことができる権限を法律上に明文化すること。

### (8) 病院勤務医師の勤務環境改善への取組

開業診療所医師に対する，救急医療や夜間診療への協力を促進させるための制度について検討すること。

### (9) 中山間地域に勤務する医師のための研修制度の創設

中山間地域の公的医療機関等に勤務する医師のモチベーションを高め，中山間地域での医療従事を志望する医師の増加誘導策として，当該地域での従事医師に限定

した国内外での長期研修制度等を創設すること。

3 岩国・福山・東広島・米子の各医療センター及び国立病院機構松江病院等について、医療提供体制の抜本的な整備・充実を図ること。

4 がん医療の充実

(1) がん薬物療法やがん放射線療法を専門とする医師を育成すること。

(2) がん治療に係る新薬の速やかな開発，承認及び承認薬の保険適用を拡大すること。

(3) 国立がんセンターと地域がん診療連携拠点病院等とを結ぶがん情報ネットワークの早期構築を図ること。

5 新興感染症対策の充実・強化

(1) 防疫体制を強化すること。

(2) 国民の健康と安全を守るため，早期に予防，検査，治療方法を確立すること。

また，そのために必要な，基礎的・先端的研究を行う機関への支援措置を国の責任において拡充・強化すること。

6 メディカルコントロール体制の整備促進

(1) 気管挿管実習の患者の理解を促すため，引き続き，国民への普及啓発活動を積極的に行うとともに，国立大学法人の附属病院や独立行政法人国立病院機構を中心とした病院実習受入協力システムの構築を図ること。

(2) 救急救命士の実習受入を促進するため，国立大学法人，独立行政法人国立病院機構，独立行政法人労働者健康福祉機構等の病院を含むすべての医療機関に対する財政的な支援を行うとともに，万一，実習中に事故が発生した場合の全面的な保障制度を国において整備すること。

## 26 障害者自立支援法の円滑な施行

(総務省，厚生労働省)

### 【提案の要旨】

障害者自立支援法が昨年4月から段階的に施行される中，国においては，順次利用者の負担軽減策などを実施されているが，依然として，障害者や保護者・事業者などの関係者，市町村から様々な制度改善を求める強い要望が後を絶たない。こうした要望を踏まえて，利用者負担や障害程度区分等についてより一層の配慮を行うとともに，新しい事業体系について，地域の実情に応じて施策が安定的に推進できるよう障害児・者福祉の充実を図ること。

### 【提案の理由】

障害者施策については，平成18年4月より段階的に障害者自立支援法が施行され，国においても，障害者自立支援法の円滑な施行のための特別対策が示されているところであるが，依然として，障害者や保護者・事業者などの関係者，市町村から様々な制度改善を求める強い要望が後を絶たない。

こうした要望や障害者雇用が十分進んでいない状況を踏まえ，低所得の障害者の生活実態に合わせた無理のない負担となるよう，一層の配慮が必要である。また，障害児通園施設の利用者負担について，保育所の多子軽減措置制度と同様に，同時に保育所等に通所している場合における2人目以降の児童通園施設利用料を軽減する制度により，障害児を養育する世帯の負担軽減を図ることが必要である。

障害程度区分の認定については，利用者のサービス利用や事業者の運営に影響することから，利用者や事業者が納得できる公平な基準が必要であるが，知的障害者や精神障害者の判定が低くなっている現状を踏まえ，一次判定における認定調査項目や判定基準等の改善及び二次判定での勘案項目の追加等の早期の改善が必要である。

施設等の報酬については，実績払いとなったことにより利用状況が直接影響を及ぼす仕組みとなったことから，新体系サービスへ移行した場合の施設等の運営が安定的に行われるよう配慮が必要である。特に，経過的措置として示された児童デイサービスの報酬単価やケアホームの夜間支援加算については，事業運営に支障のないものとする必要がある。

地域で生活する障害者を支援するために重要な事業である地域生活支援事業については，平成21年度以降について都道府県事業は人口割により配分するという考え方が示されているが，地域の実情に応じた施策が十分実施できるよう県及び市町村の財源確保と配分方法を再考する。

さらに，障害者自立支援法においては，自閉症等発達障害のある児・者が支援の対象となっていないことから，発達障害支援開発事業の取組を促進し，附帯決議に基づく検

討を早急に行う必要がある。

【提案の具体的内容】

- 1 都道府県及び市町村においては、平成18年度に障害福祉計画を策定したところである。この障害福祉計画の実現のためには、地域生活支援事業の充実や事業者による新サービス体系への早期移行が必要であり、このためにも障害者自立支援対策臨時特例交付金特別対策事業が都道府県の判断により、弾力的に運用できるよう検討すること。
- 2 障害程度区分の認定については、特に、知的障害者や精神障害者の障害程度区分が低くなっている現状を踏まえ、生活実態が障害程度区分に反映されるよう、認定調査項目や判定基準、勘案項目等の改善を早期に行うことにより、身体障害者に比べて知的障害者・精神障害者が低い区分認定となることなく、かつ、地域間で差が生じないようなきめ細やかな精度の高い基準とすること。
- 3 施設運営にかかる報酬単価については、障害者自立支援法円滑施行特別対策事業により、従前の報酬額の90%まで保証されるなど、改善が図られているが、この特別事業は平成20年度までの措置であり、抜本的な解決策となっていない。施設の新体系サービスへの早期移行により、質の高いサービス提供が可能となり、かつ、新体系サービスへの移行をより誘導するような報酬単価等の抜本的な見直しを行い、障害者の地域移行を促進するとともに、事業所経営の安定が図れるようにすること。  
特に、旧法施設の報酬単価に対して、新体系サービスの在宅・通所系の報酬単価が低いこと、結果として障害者の地域移行が進んでいないことから、早急に報酬単価を見直しすること。  
また、児童デイサービスにおいては、従来どおりの支援を継続する場合の報酬単価が経過措置として示されたが、地方においては、多くの事業所で経営に支障を来していることから、運営に十分な報酬額の見直しをすること。  
さらに、ケアホームの夜間支援に対する加算制度が創設されたが、夜間支援を行うには不十分なものであることから、夜間支援員の配置に十分な加算額とすること。
- 4 低所得の障害者の利用者負担については、平成19年4月より2年間さらなる負担軽減が行われているが、今後とも、稼得収入を増やすことが困難な重度障害者など、生活実態に合わせて無理のない負担となるよう、必要とされる軽減措置の創設を行うこと。また、障害児通園施設の利用者負担について、保育所の多子軽減措置制度と同様に、同一世帯において他に保育所等に通所している児童を養育している場合における2人目以降の児童の障害児通園施設利用料を軽減する制度を創設すること。
- 5 地域生活支援事業の補助金配分については、市町村事業は事業実績割分と人口割分が8対2、都道府県事業は基礎割分として都道府県事業について一定の評価を行い、人口割分を加えて配分することとされているが、平成21年度以降は人口に基づく全国一律の基準による配分とされている。

障害児・者が地域で生活し、社会参加を促進していくためには、相談支援、移動支



援等の地域生活支援事業が特に重要となる。

地域の創意工夫により必要な事業を躊躇することなく，これらの事業を十分実施できるようにするため，県及び市町村事業の十分な財源確保と，配分方法を再考すること。

- 6 自閉症等発達障害のある児・者について，知的障害を伴わなくても障害者自立支援法によるサービスが受けられるよう，平成19年度から実施する発達障害支援開発事業の各都道府県での取組を促進するとともに，支援対象者の範囲の拡大及び必要な支援を早期検討すること。

## 27 学校教育の充実

(財務省，文部科学省)

### 【提案の要旨】

- 1 少人数学級を着実に推進すること。
- 2 様々な教育課題に対応するために必要な教職員を確保するとともに，十分かつ安定した財源の確保等について十分検討すること。
- 3 公立学校の施設整備に必要な財源を確保すること。
- 4 私学振興の充実を図ること。

### 【提案の理由】

基礎学力の定着や学校生活への円滑な適応などの様々な教育課題を解決するためには，少人数学級を実施してよりきめ細かな指導を行うことが必要である。

現在，国においては，教育再生会議の報告や中央教育審議会答申を踏まえた教育改革が進められているところである。

このような状況の中で，21世紀を担う子供達の教育環境の整備・充実を図る必要がある。

### 【提案の具体的内容】

#### 1 少人数学級の着実な推進

地方の主体性のもとで，少人数学級が実現できるよう必要となる教職員の定数を確保し，制度の改善を推進すること。

#### 2 新たな教職員定数改善計画の策定による必要な教職員の確保及び十分かつ安定した財源の確保等の十分な検討

教育改革を実現し，特別支援教育の充実，多様化・深刻化する問題行動，キャリア教育などといった様々な教育課題に対応するために，必要な教職員を確保するとともに，現場の実情に即した弾力的運用を図ること。

#### 3 公立学校の施設整備に必要な財源の確保

公立学校施設の整備を促進するため，県及び市町村の計画事業量に見合う財源を確保すること。

#### 4 私学振興の充実

幼児・児童・生徒数は，少子化により恒常的に減少しており，高等学校をはじめとする私立学校の経営は，極めて厳しい状況におかれている。

このため，我が国の学校教育における私立学校の役割の重要性にかんがみ，私立学校振興助成法の目的である私立学校の教育条件の維持向上，修学上の経済的負担の軽減，学校経営の健全性の確保を図る上で，国の財源措置等は極めて重要であることか

ら，私学の総合的な振興方策の拡充強化について特段の配慮をすること。

## 28 地方国立大学の持続的発展及び国立大学法人運営費交付金の確保等

(財務省，文部科学省)

### 【提案の要旨】

今後の大学のあり方の検討に当たり，地域における人材育成，行政・民間企業等との連携による地域貢献など，地域において重要な機能，役割を有する地方の国立大学が安定的な運営の下で持続的に発展できるよう配慮すること。また，そのために必要な運営費交付金を確保すること。

### 【提案の理由】

地方国立大学は，その地域の知的・人的資源の拠点として，教育，文化，産業振興などを通じて，地域の自立と発展に寄与している。

平成19年6月に閣議決定された政府の「経済財政改革の基本方針2007」において，「時代や社会の要請に応える国立大学の更なる改革」として，国立大学の大胆な再編統廃合等が，また「国立大学法人運営費交付金の改革」として，運営費交付金の新たな配分のあり方について，言及されている。特に，運営費交付金に関しては，国立大学法人の次期中期目標・計画（平成22年度～）に向けて，各大学の努力と成果を踏まえた新たな配分ルールの具体的検討に早期に着手し，平成19年度内を目途に見直しの方角性を明らかにし，配分については，教育・研究面，大学改革等への取組の視点に基づく評価に基づき適切な配分を実現することになっている。

地方の国立大学が地域において果たしている機能，役割，各大学の規模等の特性等を十分考慮せず，運営費交付金の配分に安易に競争原理や成果主義を導入することは，基礎的研究がおろそかになり，将来を担う若手研究者の育成が果たせなくなるなど，大学の本質が失われるだけでなく，大学間の格差を生じさせ，運営費交付金が主要な財政基盤である地方の国立大学は存続すら危うくなるおそれがあり，地域の自立や活性化に大きな打撃を与えることにもなりかねない。

### 【提案の具体的内容】

- (1) 地方の国立大学において果たしている機能・役割を踏まえ，地域と十分に協議を行うことなく，国立大学の一方的な統廃合は行わないこと。
- (2) 国立大学運営費交付金の配分に当たっては，安易に競争原理や成果主義を導入せず，各大学の規模等の特性等を勘案するとともに，地方の国立大学が安定的な運営の下で地域において果たしている機能や役割を発揮できるよう十分考慮すること。

## 29 地域文化の振興及び文化財保護の推進

(財務省，文部科学省，文化庁)

### 【提案の要旨】

- 1 地域文化の振興に当たっては，地方公共団体等が実施する芸術鑑賞機会の拡充や地域の特性を活かした文化事業等に対する支援策を講じること。
- 2 文化財の保存と活用に必要な支援措置の拡充を図ること。

### 【提案の理由】

少子高齢化，情報化の進展など社会の急激な変化により，価値観の多様化が進み，人と人とのふれあいが希薄化しつつある中で，地域における住民共通のよりどころとして郷土への誇りや愛着を深め，協働・共生社会の基盤となる文化の果たす役割は重要となっており，「文化を大切に社会」の構築が求められている。

こうした中，平成14年12月の「文化芸術の振興に関する基本的な方針」及び平成19年2月の「第2次の同方針」が，国において示され，県・市町村においても「文化を大切に社会」の構築に向け，高度化・多様化する地域の文化ニーズに対応した文化芸術振興施策を総合的に推進するとともに，社会全体で文化を振興するための社会環境整備についても推進する必要がある。

また，我が国の歴史や文化等の正しい理解のために欠くことのできない文化財の保存と活用は，心豊かな生活の源となるとともに，優れた文化の創造と発展の基礎となるものである。文化財は極めて数が多く，広く全国に分布しており，平素から周到な注意をもって保存に当たる必要があり，各地方公共団体においては，国と一体となって総合的に文化財の保存と活用を図っているところである。

### 【提案の具体的内容】

#### 1 地域文化の振興について

- (1) 地方公共団体等が実施する，地域の芸術鑑賞機会の拡充，地域の特性を活かした文化事業等に対する支援を充実すること。
- (2) 芸術文化振興基金への拠出金を増額し，地域文化団体に対する助成の充実を図ること。
- (3) 公立文化施設の改修に必要な支援策を講じること。
- (4) 文化団体に対する寄附金の法人税法上の損金算入及び所得税法上の控除対象団体に地域文化振興事業を行う公益法人を加えること。

#### 2 文化財保護の推進

- (1) 国において行う文化財保護に係る予算の増額を図ること。
- (2) 文化財の保存と活用に必要な支援措置の拡充を図ること。

## 30 環境及び水質保全対策の推進

(総務省，財務省，文部科学省，厚生労働省，農林水産省，林野庁，水産庁，経済産業省，資源エネルギー庁，国土交通省，環境省)

### 【提案の要旨】

- 1 快適な環境を保全し，国民が等しく豊かでゆとりのある生活を実感できる社会の実現のために，次の事項について，特別に配慮すること。
  - (1) 瀬戸内海環境保全対策の推進
  - (2) 瀬戸内海国立公園の整備促進
  - (3) 児島湖及び宍道湖・中海等の湖沼における水質保全対策の推進
  - (4) 有害化学物質対策の推進
  - (5) 下水道整備事業の推進
  - (6) 低公害車の普及促進及び自動車排ガス低減対策の充実強化
  - (7) 地球温暖化対策の推進
  - (8) 土壌汚染対策の推進
  - (9) 特定外来生物の防除の推進
  - (10) 光化学スモッグの大陸からの移流等への対応強化
- 2 アスベスト問題に対して，健康対策の充実，既存施設におけるアスベストの除去等の対策工事，アスベスト廃棄物の適正処理など，総合的な対策の充実・強化を図ること。その際，必要となる財政負担については地方自治体と十分な調整を図ること。

### 【提案の理由】

- 1 快適な環境と豊かでゆとりある社会の実現
  - (1) 瀬戸内海環境保全対策の推進  
瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく施策の積極的な推進が必要である。  
また，瀬戸内海の藻場，干潟，自然海浜等の貴重な自然環境の維持のための対策が必要である。
  - (2) 瀬戸内海国立公園の整備促進  
瀬戸内海の自然環境の保全と活用を図るため，瀬戸内海国立公園の積極的な整備促進が必要である。
  - (3) 児島湖及び宍道湖・中海等の湖沼における水質保全対策の推進  
社会経済活動の進展に伴い，富栄養化による水質悪化が懸念されたことから，湖沼法に基づく湖沼水質保全計画の策定など，水質浄化施策を推進中であるが，今後更に水質保全対策を実施するためには，国の技術面における支援及び財源確保が必要である。
  - (4) 有害化学物質対策の推進  
科学技術の発達により，微量でも極めて有害な物質や生態系に影響を与える可能

性があるとされる物質が、身近な生活の場においても使用されるようになり、新たな環境汚染が懸念されているため、その対策が必要である。

(5) 下水道整備事業の推進

地方の美しく豊かな水環境を保全し、住民の快適な生活環境を実現するためには、下水道の整備を進めることが極めて重要である。

また、合併した市町村においては、旧市部と旧町村部に下水道整備の格差が生じている状況にあり引き続き支援が必要である。

(6) 低公害車の普及促進及び自動車排ガス低減対策の充実強化

地球環境の保全や大気汚染等の生活環境問題解決のためには、低公害車の普及促進及び技術開発が必要である。

(7) 地球温暖化対策の推進

京都議定書に定める目標を達成するためには、温室効果ガス削減及び森林吸収源対策の具体的な方策と着実な実施が必要である。

(8) 土壌汚染対策の推進

工場跡地の再開発・売却の際や環境管理の一環として汚染調査を行う事業者の増加等に伴い、重金属や揮発性有機化合物等による土壌汚染が顕在化しており、その対策が必要である。

(9) 特定外来生物の防除の推進

特定外来生物の防除は、基本的に国の事務であり、国が責任を持って防除を実施する必要がある。

そのため、国は、特定外来生物被害防止基本方針に沿って、国自ら積極的に防除を実施するとともに、効果的な防除手法の紹介、防除技術の開発、防除体制の整備に努めることが必要であり、また、国以外の者に防除の協力を要請する場合は、防除等に対する財政支援措置を早急に講じることが必要である。

(10) 光化学スモッグの大陸からの移流等への対応強化

近年の大気化学輸送モデル等の進歩により、高い時間的・空間的分解能でモデルシミュレーションが可能となり、光化学スモッグの大陸からの移流や成層圏からのオゾン降下の可能性が指摘されている。

広域的な大気汚染に対応するため、国際的な対応と早期の情報収集・提供が必要である。

2 アスベスト対策の充実・強化

アスベスト問題に対しては、「石綿による健康被害の救済に関する法律」等の法整備や予算措置がされたところだが、健康、環境、建築物対策等総合的な対策の推進のためには、アスベスト疾患への対応や、アスベスト廃棄物に関する処理技術の開発など、個別の対策の充実・強化が必要である。

また、これらの対策に必要な財政負担については、地方自治体と十分な調整が必要である。

## 【提案の具体的内容】

### 1 快適な環境と豊かでゆとりある社会の実現

#### (1) 瀬戸内海環境保全対策の推進

瀬戸内海環境保全基本計画推進に係る各種公共事業の促進を図ること。

生活排水対策を効果的に推進するために必要な財源の拡充強化を図ること。

海域の保全を図るため、海浜流失の調査・究明を行うとともに、浸食対策事業や海岸環境整備事業等の推進を図ること。

瀬戸内海の環境を健全な状態に保全・回復するための新たな施策を確立し推進すること。

#### (2) 瀬戸内海国立公園の整備促進

瀬戸内海の自然環境の保全と活用を図り、公園施設の利活用を促進するため、老朽化した施設の再整備や地域の自然特性を活かした環境学習など新たなニーズに応じた施設の計画的な整備を促進すること。

#### (3) 児島湖及び宍道湖・中海等の湖沼における水質保全対策の推進

湖沼法指定湖沼における水質保全対策を積極的に推進すること。

ア ヨシ原，浅場及び藻場の造成等の湖岸域の環境改善の積極的な取り組み

イ その他の効果的な湖沼直接浄化対策の調査検討

湖沼の水質改善を図るための調査研究を推進すること。

ア 非特定汚染源負荷対策を促進するための調査研究の充実強化

イ 赤潮，アオコなどのプランクトンやユスリカの異常発生を防止するために必要な調査等の推進

ウ 湖沼の汚濁メカニズムについての総合調査の推進

#### (4) 有害化学物質対策の推進

有害化学物質による大気汚染，水質汚濁及び土壌汚染を未然に防止するため，環境中の濃度や健康影響等の調査・研究を積極的に実施し，環境基準若しくは指針値の設定などに努めるとともに，実効ある排出抑制対策を推進すること。

有害化学物質の効率的かつ簡易で安全な分析方法を早期に確立すること。

ダイオキシン類に汚染された底質の処理技術を早期に確立すること。

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の円滑な施行を図るため，国は，具体的に県の行うべき事務内容及び運用に際しての手法を早期に示すとともに，制度運用に伴う業務経費への適切な財政負担を行うこと。

#### (5) 下水道整備事業の推進

遅れている下水道の整備を一層促進するため，下水道事業を積極的に推進するとともに，市町村が必要とする財源の一層の充実を図ること。また，市町村合併後の下水道整備の推進に支障をきたすことがないように，下水道管きよの国庫補助対象範囲に係る合併支援措置期間の延伸を行うこと。

#### (6) 低公害車の普及促進及び自動車排ガス低減対策の充実強化

平成13年7月に策定された「低公害車開発普及アクションプラン」等に基づき，



低公害車に係る現行制度の拡大・充実を図るとともに、水素自動車や燃料電池車の普及などにより、二酸化炭素等自動車排出ガスの低減対策を充実・強化すること。

#### (7) 地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策を推進し、京都議定書に定める目標を達成するため、平成17年4月に閣議決定された「京都議定書目標達成計画」に基づき、省エネルギー・新エネルギー対策や森林吸収源対策等の総合的な事業を強力に推進するなど、実効性のある方策の構築と実施を図ること。

また、地方において、地域の自然的・社会的条件に応じた温暖化対策を推進するため、温暖化対策事業の財源の拡充・強化を図るとともに、現在国で検討されている環境税の導入に当たっては、税収の一部を地方公共団体の財源に充当すること。

地域の実情に応じた温暖化対策として、地域住民や事業者に向けた普及啓発を始め、省エネルギー・新エネルギーの新技术の開発や利用促進等を推進するため、優遇税制措置や助成制度の一層の充実・強化を図ること。

「森林吸収源10ヶ年対策」に基づき、森林の整備・保全対策を強力に推進するとともに、森林の果たす役割、公益的機能や森林管理に果たす地域の役割の重要性等を踏まえ、社会全体で森林整備を支える新たなシステムの構築に向けた積極的な取組を行うこと。

民生部門の温暖化対策を促進するため、県や市町村レベルの地球温暖化対策地域協議会を活用した国民運動の推進母体制を整備するとともに、地域協議会が行う特色ある取組に対し支援を行うこと。

#### (8) 土壌汚染対策の推進

経済的・効率的な土壌汚染の修復技術等の開発を図ること。

土壌汚染対策の推進に必要な財源を確保すること。

#### (9) 特定外来生物の防除の推進

防除の公示を行った特定外来生物については、国が責任を持って生息状況等の調査及び防除を実施すること。

国は効果的な防除手法の紹介、防除技術の開発、防除体制の整備等に努めること。

国以外の者が行う防除等に対する財政支援措置を早急に講じること。

#### (10) 光化学スモッグの大陸からの移流等への対応強化

光化学スモッグの大陸からの移流や成層圏からのオゾン降下について、国内のみならず、東アジア（日本、韓国、中国、台湾）各国と協力して、調査・研究を推進し、原因究明を行い必要な対策に取り組むこと。

各測定地点におけるオゾン濃度や気流状況の解析を踏まえた、光化学スモッグ発生予報が可能な予測システムを構築すること。

## 2 アスベスト対策の充実・強化

### (1) アスベスト関連疾患への対応など健康対策の充実

アスベスト関連疾患に係る専門医の養成や市町が実施する検診事業の拡充などへの財政的支援措置の創設。

悪性中皮種や肺がんなどとアスベストの因果関係の早期究明及びアスベスト関連疾患の早期診断方法や治療法の確立。

アスベストに係る大気環境基準や室内環境許容基準の設定。

- (2) 建築物におけるアスベスト調査，除去等の対策工事への財政的支援制度の充実等  
私立学校，医療機関，社会福祉施設等のアスベスト調査，対策工事等に係る財政的支援制度の拡充等。

アスベスト対策について，安全かつ低コストな技術・工法の確立及び専門知識を有する人材の早期育成。

- (3) アスベスト廃棄物の適正処理方策の確立

アスベスト廃棄物処理技術の開発，事業化に対する支援や，アスベスト廃棄物を取り扱う産業廃棄物処理施設に対する財政的支援措置の創設。

## 31 循環型社会構築に向けた廃棄物減量化・再生利用及び適正処理の推進

(総務省，財務省，経済産業省，環境省)

### 【提案の要旨】

- 1 廃棄物の減量化とリサイクルの推進を図ること。
- 2 容器包装リサイクル制度の充実強化を図ること。
- 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規制を強化すること。
- 4 微量PCB混入電気機器を含むPCB廃棄物の適正処理を推進すること。

### 【提案の理由】

近年，廃棄物に対する住民の環境意識の向上とともに，その発生抑制，資源化・減量化，適正処理が重要な課題となっている。

特に，産業廃棄物については，地域住民の不安感等から処理施設の設置に対して反対運動等が盛んになり，施設の設置が困難な状況となっており，また，処理施設の水源地域への立地などによる住民の生活・健康への影響が懸念されている。

こうした課題の解決に向けては，廃棄物の適正処理だけでなく，再生利用が容易な製品の開発の促進など，製造段階での廃棄物の発生抑制や，やむを得ず廃棄物が発生した場合の，無害化・安定化についての事業者責任の強化などにより，環境への負荷が少ない「循環型社会」を構築することが急務となっており，国においては「循環型社会形成推進基本法」をはじめ，廃棄物・リサイクル関連法の整備に努められており，特に昨年度，容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）が改正されたところであり，本年度においても特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の改正に向けた検討が行われているところである。

また，PCB廃棄物については，ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（略称「PCB特別措置法」）の施行に伴い，全国5カ所の拠点的広域処理施設での処理体制が整備されたが，全国に約120万台存在する微量PCB混入電気機器については，当該施設での処理対象外であり，処理の見通しも立っていないことから，紛失等による環境汚染の発生が懸念される。

このような状況の中で，今後循環型社会の構築を目指して廃棄物問題の解決を図るために，更なる改善を図る必要がある。

### 【提案の具体的内容】

- 1 廃棄物の減量化とリサイクルの推進
  - (1) 「もったいない」の言葉を使った全国的な運動の展開と啓発事業を実施すること。
  - (2) 廃棄物の再資源化・無害化のための新技術の開発を促進すること。

(3) 再生製品の利用促進を図るため、啓発活動の強化、統一規格の設定など再生製品の品質管理の徹底、販路拡大等の方策を図ること。

(4) 製品廃棄時の廃棄物の減量化、リサイクル容易性及び無害化を確保した製造や廃棄時の必要な回収・処分に向けた拡大生産者責任を拡充を図ること。

(5) 特定家庭用機器再商品化法の円滑な施行

製品価格に再商品化等に要する経費を上乗せすることにより、製品が使用済になった際に再商品化が円滑に行われるよう、製造事業者等に拡大生産者責任の徹底を図ること。

市町村が負担している不法投棄された特定家庭用機器廃棄物の再商品化料金等を製造業界全体で負担する制度を創設すること。

特定家庭用機器の対象について、更なる拡大を早期に行うこと。

2 容器包装リサイクル制度の充実強化

(1) 近年、分別収集されたペットボトル等の輸出が急激に増加する等、国内のリサイクル処理体制への影響が懸念される状況にあることから、リサイクル原料の安定的確保や再商品化事業者の安定した再商品化が可能となるような育成支援など、国内の健全なリサイクル体制の確保に向けた対策を検討すること。

(2) 容器包装の更なるリサイクルの促進のため、事業者、消費者、市町村それぞれの役割等を十分に踏まえ、より適正なリサイクルシステムや費用負担のあり方等について検討の上、必要な措置を講じること。

3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規制強化等

(1) 産業廃棄物処理施設の安全性や災害防止対策等に関する施設基準について、生活環境保全の観点から科学的な知見に基づき一層の強化を図ること。

(2) 水源地域など生活環境保全上支障があると認められる地域における産業廃棄物の処理施設の立地制限など、地域の実情に合った措置規定を新設すること。

(3) 排出事業者の責任において、産業廃棄物の減量化・再資源化を図るとともに、その処理に当たっての無害化・安定化を行うための基準を設定すること。

(4) 無許可の処理業者や許可を取り消された者が行った違反行為に対する改善命令を可能とする規定を新設すること。

4 微量PCB混入電気機器を含むPCB廃棄物の適正処理の推進

微量PCB混入電気機器の処理体制を早急に整備するとともに、国の「PCB廃棄物処理基本計画」に処理体制を明記すること。

## 32 暮らしの安全対策の推進

(内閣府，金融庁，総務省，経済産業省，公正取引委員会)

### 【提案の要旨】

- 1 「架空請求」等に関する消費者トラブルの防止策を講じること。
- 2 インターネットなどによる電子商取引などのトラブルを未然に防止できるような仕組みを講じること。

### 【提案の理由】

「架空請求」や融資を持ちかけて保証金名目で、お金を騙し取る「融資保証金詐欺」等について、不正利用のプリペイド携帯電話の利用停止や、新規登録時の本人確認の強化などの対策が取られ、また銀行口座の売買についても罰則ができ、一定の効果はあったが、まだまだ被害件数、相談件数は多い。特に連絡手段としての電話については、固定電話（電話転送サービス等）に移行しており、固定電話についても不正譲渡・利用への対策を講じる必要がある。

インターネットを利用した取引で、「代金を支払ったのに、商品が来ない」などのトラブルの相談が年々増加しており、ほとんどの場合、相手方が特定できず、泣き寝入りしている現状にある。また意に反して契約の申込みをさせる「ワンクリック請求」などの相談も若年者を中心に相変わらず多くの相談がある。このようなネットトラブルの要因を分析し、未然防止のための有効な規制を講じる必要がある。

### 【提案の具体的内容】

- 1 「架空請求」等に不正に使われている固定電話の使用停止措置がとれるようにすること。
- 2 「架空請求」等に使われる固定電話の不正譲渡（契約者以外の第3者による利用を含む）・不正利用（電話転送サービスを含む）を禁止し、罰則の制定等、何らかの対策を講じること。
- 3 民法をはじめとして既存法はインターネットを前提に制定されておらず、消費者はネットトラブルの不安を抱えながら、取引などに入っているのが現状である。

例えば、現在は、電子商取引等については、「特定商取引に関する法律」の特定商取引として通信販売に分類されるが、トラブル増加などに鑑み、法律において、通信販売とは別の販売類型として位置づけるとともにトラブルの未然防止のための規制強化策を講じること。